

## 第16回都市経営会議 平成24年(2012年)10月29日(月)開催

議題1 平成24年(2012年)9月市議会における議員からの要望等について  
(報告)

【提案】 企画経営部

平成24年(2012年)9月市議会において議員から要望等があったものについて取りまとめ、報告する。

【結果】 承認

【質疑等】 特になし

議題2 総合窓口業務の充実に関する調査検討会の設置について

【提案】 市民交流部

窓口サービス課及び各SC・SSで取り扱う業務について、あり方や実態について検証を行い、改善・見直しを行うことにより、効率的な業務運営と市民サービスの向上を図るため、都市経営会議設置規程第6条第2項の規定に基づき、庁内関係課で組織する検討会を設置する。

【結果】 承認

【質疑等】

- ・ 概要説明の中に、SC・SSのあり方や人員配置の見直し等を行うとあるが、委員には職員の定数管理を所管する総務課が入っていない。検討結果をまとめる際には、総務課とも協議をお願いしたい。
- ・ 協議するようにしたい。
- ・ 検討結果のまとめの時期はいつごろを目処としているのか。サービス向上につながるものは速やかに取り組めばよい。
- ・ 予算措置を必要とする内容については、検討会の議論と平行しながら、実施計画での協議や予算要求を行っていく。平成25年度当初から取り組むこととなったものについては、中間報告として都市経営会議に報告したい。
- ・ 取扱業務の見直しにあたっては業務を増やすことになるのか。窓口業務の充実を図るためには、実際に従事する職員の意見を十分に集約する必要がある。その上で検討するように願いたい。
- ・ 実際に従事する職員の意見を十分に集約し、検討したい。
- ・ ワンストップサービスを改める方向で検討するのか。
- ・ 日本一の窓口サービスを目指すという理念は変わらない。市民にとってなにが最も良いサービスなのかという視点で検討したい。

議題3 プラスチック類を分別収集しリサイクルすることについてのパブリックコメントについて

【提案】 環境部

宝塚市廃棄物減量等推進審議会からプラスチック類の分別・処理のあり方について、現行システムを継続することとする中間答申が出されたことを受け、広く市民の意見を聞くためにパブリックコメントを実施する。

【結果】 承認

【質疑等】

- ・ 平成19年から5年を経過し、再評価を行わねばならない根拠はどこにあるのか。また、現行どおりのやり方を継続するという場合に、改めてパブリックコメントを行う必要があるのか。
- ・ 平成21年12月に前市長の事件を受けて、プラスチック類の分別処理のあり方について諮問を行った。その答申において、現行システムを継続すべきであるが、その検証についても継続的に行うべきであるとされたため、審議会に対して改めて検証のための諮問を行ったものである。また、平成25年3月末をもって現在の契約終了することもあり、それ以降の契約のあり方に影響する。そのため、今回の答申を受けて再度パブリックコメントを行い、寄せられた意見について、審議会へ返していきたいと考えている。

議題4 宝塚市子どもの読書活動推進計画（第2期）案の策定について

【提案】 社会教育部

宝塚市子どもの読書活動推進計画（第2期）案について、広く市民の意見を聞くためにパブリックコメントを実施する。

【結果】 承認

【質疑等】

- ・ 概要版の中に取組方針が6つあがっている。項目には順番が決められているのか。順番がなければ、時期と場所に応じて方針を記載するほうがよいのではないか。
- ・ 6つの取組方針に順番はない。検討する。
- ・ 乳幼児期における読書活動の推進に関して、「保育所・幼稚園」とあるが、私立も含むと考えてよいか。
- ・ 私立の園も含む。

議題5 宝塚市暴力団の排除の推進に関する条例の一部を改正する条例の制定について

【提案】 都市安全部

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律が8

月 1 日に公布され、公布の日から起算して 3 月を越えない範囲内において政令で定める日から施行されることに伴い、同条例における暴力団関係規定の一部の条項ずれを改正する。

【結果】 承認

【質疑等】 特になし

#### 議題 6 公の施設（宝塚市立地域利用施設高松会館及び宝塚市立末成集会所）の指定管理者の指定について

【提案】 市民交流部

宝塚市立地域利用施設高松会館及び宝塚市立末成集会所を管理する指定管理者の指定期間が、平成 25 年（2013 年）3 月 31 日をもって満了することから、平成 25 年（2013 年）4 月 1 日から平成 30 年（2018 年）3 月 31 日までの間における当該施設の指定管理者を指定するため、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、議会の議決を求める。

【結果】 承認

【質疑等】

- ・ 50 点満点となっているが、あらかじめ合格のためには何点以上が必要という決まりはあるのか。
- ・ 最低合格点というものはない。
- ・ 以前の指定管理者選定議案において、市議会から点数、評価のあり方に関する質問を受けたことがある。質問を受けた場合の準備をしておく必要がある。
- ・ 指定管理者選定基準書では、公平性や効果性、効率性など 6 つの観点を 100 点満点で審査することを基本とし、施設の特性に応じて必要な場合に、項目の増減や評価点の加減を行うこととしている。この議案の選定では 50 点満点となっており、審査項目も基準と異なるが、施設の性格から使い分けているのか。
- ・ 2 年前の選定基準を踏襲した。
- ・ 選定基準については既に庁内で考え方が統一されている。他の指定管理者の選定と比較された場合、独自に審査基準を設けて審査したことになる。
- ・ 既に審査を終了している。基準にのっとった説明ができるように考え方の整理を行いたい。

#### 議題 7 公の施設（宝塚市営住宅）の指定管理者の指定について

【提案】 都市整備部

宝塚市営住宅を管理する指定管理者の指定期間が、平成 25 年（2013 年）3 月 31 日をもって満了することから、平成 25 年（2013 年）4 月 1 日から平成 30 年（2018 年）3 月 31 日までの間における当該施設の指定管理者を指定す

るため、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求める。

【結果】 継続審議

【質疑等】

- ・ 口頭で今回の指定予定業者の社員が、管理業務を受託している分譲マンションにおいて約1,600万円を着服する事件を起こしていたという説明があった。国土交通省からは、処分を受けたとしても、公営住宅の指定管理業務は受けることができる、また本市契約課からは、予定業者は市の物品等登録事業者であるが、指名停止にはあたらないという見解が示されたとのことであった。その点について、指定管理者が変更となることなども含め、入居者に不信を与えないよう、説明を行う予定としているのか。
- ・ 今回の指定予定業者が準備を行う中で、入居者に対しても説明する予定である。
- ・ 案件の説明では、今回の指定予定業者について、候補者として選定した結果を取り消すための根拠がないため、仕方なく議案として提案しているように聞こえる。この団体が最も適した団体であるというスタンスで議案として提案しなければならない。その上で、予定業者が起こした事件に対して、本市としてどういう対応をとるのか、どういう改善策をとるのかなど、相手方からの協議を受けて詳細に確認し、対外的にも説明できるように備える必要がある。現場の対応、改善策を聴取し、取りまとめておく必要がある。
- ・ 選定委員会の結果では、3位以下とは大きな差がついているが、1位と2位ではわずかな差しかない。1位と2位の点数の差がわずかなことを考えた場合、1位の業者を指定することは、市民の安心を得ることになるのか。
- ・ 10月19日に業者の事情聴取を行い、現場の対応、改善策などについて整理している。既に大阪府内等の公営住宅において3重、4重のチェック体制の下で管理業務を行っており、現場での対応、改善策については説明できる。また、予定業者の方では3カ月間の周知期間をかける予定をしておき、住民に対しては、引継作業の中で事件後の対応策、改善策について説明していく予定としている。
- ・ 事件をふまえ、指定予定業者が本市の基準に照らしてどうなのかということを都市経営会議で判断することは難しい。一般的な工事請負契約や委託契約の場合を考えた場合に指名停止にあたるかなど、契約課の判断も重要となる。その点を確認のうえ、判断すべきである。
- ・ 都市経営会議としては慎重に判断すべきである。重要なことであるため、口頭での報告というのはどうか。再度整理のうえ、文書で提出し、再度審議してはどうか。
- ・ 選定委員とは協議したのか。
- ・ 全委員ではないが、一部の委員に対しては情報提供を行って協議し、今回の指定に際して、欠格条件にあたることはないという説明を行った。

- ・ 本日の意見をふまえ、資料を整理のうえ、次回に継続審議とする。

議題 8 公の施設（宝塚市立安倉児童館並びに宝塚市立安倉西身体障害者支援センター及び宝塚市立安倉南身体障害者支援センター）の指定管理者の指定について

【提案】 健康福祉部

宝塚市立安倉児童館並びに宝塚市立安倉西身体障害者支援センター及び宝塚市立安倉南身体障害者支援センターを管理する指定管理者の指定期間が、平成 25 年（2013 年）3 月 31 日をもって満了することから、平成 25 年（2013 年）4 月 1 日から平成 30 年（2018 年）3 月 31 日までの間における当該施設の指定管理者を指定するため、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、議会の議決を求める。

【結果】 承認

【質疑等】 特になし。

議題 9 公の施設（宝塚市立養護老人ホーム福寿荘）の指定管理者の指定について

【提案】 健康福祉部

宝塚市立養護老人ホーム福寿荘について、平成 25 年（2013 年）4 月 1 日から平成 30 年（2018 年）3 月 31 日までの間における当該施設の指定管理者を指定するため、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、議会の議決を求める。

【結果】 予定時間超過となり、次回審議案件とする。

議題 10 公の施設（宝塚市立高司児童館）の指定管理者の指定について

【提案】 子ども未来部

宝塚市立高司児童館を管理する指定管理者の指定期間が、平成 25 年（2013 年）3 月 31 日をもって満了することから、平成 25 年（2013 年）4 月 1 日から平成 30 年（2018 年）3 月 31 日までの間における当該施設の指定管理者を指定するため、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、議会の議決を求める。

【結果】 予定時間超過となり、次回審議案件とする。